

◆最近のアジア諸国での主な対日補償・賠償要求◆

M. 93.5/7

	要求者・被害者	人数	金額	要求内容
韓国	サハリン残留韓国・朝鮮人ら	21人	2億1000万円	90年8月、東京地裁提訴。強制連行と戦後の棄民に対する補償請求。
	元軍人・軍属、遺族ら	22人		90年10月、東京地裁提訴。日本政府を相手取り損害賠償義務の確認と公式謝罪、生死不明者の調査などを要求。
	金成寿氏	1人	2億4430万9000円	90年10月、東京地裁提訴。傷い軍人への補償請求。
	在日韓国人・鄭商根氏	1人	1000万円	91年1月、大阪地裁提訴。韓国人元軍属への遺族援護法適用要求。
	韓国人遺族	3人	2億円	91年8月、東京地裁提訴。サハリンで日本人憲兵らに父、兄を虐殺されたとして日本政府を相手取り慰謝料と謝罪を請求。
	金景錫氏	1人	1000万円	91年9月、東京地裁提訴。日本鋼管を相手取り慰謝料請求。
	韓国人元B・C級戦犯	7人	1億3500万円	91年11月、東京地裁提訴。補償と謝罪要求。
	元慰安婦、元軍人・軍属	35人	7億円	91年12月、東京地裁提訴。「人道の罪」に対する補償・謝罪請求。
	元慰安婦	6人	1億2000万円	92年4月、東京地裁提訴。
	元軍人・軍属、徴用者(江原道)	25人		91年12月、東京地裁提訴。遺族年金と労災保険支給要求。
	元軍人・軍属(光州)	1101人		92年2月、東京地裁提訴。補償義務の確認と謝罪要求。
	金順吉氏	1人	1000万70円	92年7月、長崎地裁提訴。日本国と三菱重工に損害賠償と未払い買金の支払いを請求。
	在日傷い軍属	2人		92年8月、東京地裁提訴。厚生大臣を相手取り援護法不適用の行政処分の取り消し要求。
	被強制連行者ら	369人	約105億円	92年8月、東京地裁提訴。原告に韓国人弁護士が参加し損害賠償と遺骨送還などを要求。
	浮島丸爆沈事件関係者	50人	19億円	92年8月、京都地裁提訴。
	徴用・女子挺身隊	3人	各500万～1000万円	92年9月、富山地裁提訴。不二越を相手取り損害賠償と未払い買金請求。
	シベリア抑留者・李昌錫氏	1人	1000万円	92年11月、京都地裁提訴。
	元慰安婦・女子挺身隊	4人	各1000万～3300万円	92年12月、山口地裁下関支部提訴。
中国	在日元慰安婦・宋神道さん	1人	提示せず	93年4月、東京地裁提訴。
	元慰安婦	7人	各5万～12万円	92年8月、民間賠償請求運動を続ける童増氏が日本政府に謝罪と金銭的賠償を求める要望書を提出。
	全人代の一部代表		約1800億円	92年3月、全人代を前に安徽省代表の王工氏らが日本政府に日中戦争での民間賠償を求める建議書を提出。全人代では議題とせず。
香港	花岡事件受難者	986人	各500万円	89年12月、耿諄氏ら同事件生存者・遺族が鹿島建設に対し当時の過酷な労役についての賠償を求める公開書簡を送付。
	香港索償協会	17人	約7億6000万円	93年8月13日、東京地裁提訴。日本政府が占領地で発行し戦後に無効とされた通貨「軍票」の保有者が時価換算補償と慰謝料を要求。
台湾	マクレガー立法評議会委員			93年8月6日、「元慰安婦への天皇の謝罪と賠償を要求する」と表明。
	元軍人・軍属、遺族	20万～40万人	詳細不明	恩給法、援護法に基づく補償要求。72年の日中国交正常化以降、請求権交渉ができません。
マレーシア	元慰安婦	推定776人以上		台湾外交部は「日本政府は補償のための具体的措置を取るべきだ」と声明。
	統一マレー国民組織青年部・マレーシア華人協会	5008人	約28億円	タイの泰緬鉄道建設に駆り出されたとするマレーシア人生存者約5000人と、元慰安婦8人への補償要求を今秋、日本政府に伝達予定。
インドネシア	第二次世界大戦退役軍人連盟		約400万円	占領時代に連盟メンバーが受けた物理的、精神的被害への補償金の支払いを期待。正式な要請はまだ。
	インドネシア法律扶助協会	登録作業中	「日本側が考えること」	元慰安婦、強制労働体験者、日本軍の補助兵力だった「兵補」経験者の登録中で補償要求の予定。
フィリピン	インドネシア前兵補者の中央連絡フォーラム	2万3000人	6億5000万円	91年10月、日本政府に未払い給与と支払いを要求。
	元慰安婦	18人	3億6000万円	93年4月2日、東京地裁提訴。
オーストラリア	人肉食事件犠牲者遺族	犠牲者は78人	未定	ミンダナオ島で日本の敗残兵が住民を殺して食べていた事件の犠牲者遺族が補償を求める声を上げ始めている。
	クインズランド元戦争捕虜補償委員会	約5000人	約350億円	マレーシア、タイ、インドネシアで日本軍の捕虜となり、強制労働などの虐待を受けたことに対する要求。